

民間建築物の吹付け アスベスト対策補助金の案内

市は、建築物(旅館やホテル、店舗事務所などに吹き付けられたアスベスト)による健康被害を予防し、生活環境の保全を図っています。

そのため、建築物に吹き付けられているアスベストの含有の有無の調査および吹付けアスベストの除去などの工事を行う建築物の所有者などに費用の一部を補助します。

◆アスベスト含有調査事業

- 対象事業：吹付けアスベストの含有の有無について、分析機関に委託して行う調査
- 対象建築物：アスベストが含まれている、またはその可能性がある吹付け建材が施工された建築物
- 対象者：対象建築物の所有者など
- 補助内容：アスベストが含まれている可能性があるものに対し、アスベストの有無についての定性分析および含有量に係る定量分析に要する費用を補助します。

対象経費の3分の2以内で、25万円を上限とします

◆アスベスト除去等事業

- 対象事業：アスベストを含んでいる吹付け建材を除去・封じ込め・囲い込みの工法によって、飛散防止を図る工事
- 対象建築物：吹付けアスベストが施工された建築物
- 対象者：対象建築物の所有者など
- 補助内容：建築物に吹き付けられたアスベストの除去や封じ込め、囲い込みの工事に要する費用を補助します。対象経費の3分の2以内で、150万円を上限とします

くわしくは
健康課保健指導係

☎(21)5197

耐震診断・耐震改修補助制度 のお知らせ

市民の皆さんが、安心して耐震化に取り組めるよう、耐震診断や耐震改修工事を行う場合、経費の一部を補助します。

今年度からは、空き家バンク登録利用者で売買・賃貸借契約をした方も、補助対象者として制度を利用できるようにになりました。

◀補助対象者

市内に住民登録があり、市税などを滞納していない方
※ただし、所有権者が複数の場合は全員に滞納がないこと

◀補助対象住宅

市内にある自己で所有し、現に居住している住宅で、昭和56年5月31日以前に在来軸組工法で建築(着工を含む)した、木造2階建て以下の一戸建て専用住宅
※ただし、空き家バンクは除く

◀補助内容

○栃木県住宅耐震推進協議会または耐震診断士が行う耐震診断に要した費用の3分の2以内(上限10万円)

○耐震補強設計および工事監理に要した費用の3分の2以内(上限10万円)

○耐震補強改修工事に要した費用の2分の1以内(上限90万円)

○簡易改修型・部分改修型に要した費用の2分の1以内(上限60万円)
※高齢者などの世帯の上限は75万円

○シエルター補強型工事に要した費用の2分の1以内(上限30万円)

※耐震改修工事の補助を受けるためには、事前に耐震診断を受ける必要があります。なお、申請については、工事などの着手前に行う必要があります。

◀耐震アドバイザー制度について

市は、この他に専門の建築士の方による耐震診断の相談を無料で行う制度も実施していますので、お気軽にご相談ください。

くわしくは

建築住宅課 建築指導係
☎(21)5197

たばこがもたらす 不健康の連鎖

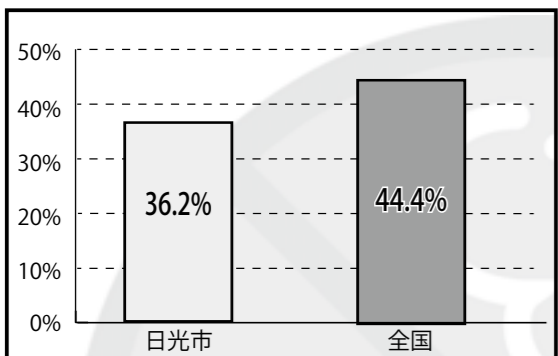
くわしくは
健康課保健指導係 ☎(21)2756

平成26年度、市は市内中学生を対象にたばこに関する意識調査を実施しました。

その結果、たばこを吸わない親の割合が全国と比較しても少ないことが分かりました(図)。

また、生徒のたばこに対する意識では、家族に喫煙者がいると、たばこを「一生吸いたくない」「かっこ悪い」と感じている生徒が少ないことが分かりました。身近でたばこを

図：たばこを吸わない親の割合



※全国の数値は、「平成24年度未成年の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」から抜粋

吸う大人を見ているだけでも、生徒の喫煙動機に影響を及ぼしていることが分かりました。

親が喫煙していると、子どもも喫煙者になりやすくなるということも、多くの調査でも確認されています。これは、遺伝が要因ではなく、親の生活習慣や喫煙に関する考え方が要因と考えられています。

大切なことは「子どもに最初の1本を吸わせないこと」です。たばこを1本でも吸ってしまうと、たばこに含まれるニコチンの作用によって「依存性」が生じ、やめることがとても難しくなります。

子どもをたばこの害から守るためにも、周囲の大人の喫煙習慣を見直しましょう。

現在、禁煙をサポートするために、ニコチンガムやニコチンパッチなどが販売されています。また、病院で内服薬を処方してもらうこともできます。自分にあった禁煙方法を見つけて、たばこの煙のない家庭を目指しましょう。

樹木の管理にご用心!

道路への倒木や枝の落下に注意しましょう

●樹木管理のお願い

歩行者および自動車などの通行の安全確保のため、道路の上空(車道4.5メートル、歩道2.5メートル)に通行の支障となるものを設置することは禁止されています。所有する樹木に倒木の恐れがある場合や、道路を覆ったり張り出したりしている場合は、伐採または枝払いをお願いいたします。なお、私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、市で剪定・伐採ができません。自宅に生垣がある方や道路沿いに山林などの土地を所有している方は、定期的な剪定・伐採をお願いいたします。

●樹木所有者の責任

樹木が道路上に倒れたり枝が落ちたりして、通行人がけがまたは車が破損した場合、樹木の所有者が相手から不法行為による責任を問われることがあります(民法第717



道路への倒木は非常に危険です

条および道路法第43条。

●樹木管理作業時の注意事項

高所からの転落を防止するために十分な安全確保をしてください。また、作業中は通行車両や自転車および歩行者に注意してください。電線のある箇所での作業は危険を伴うので、事前に東京電力またはN T Tに連絡し、立ち会いのもと行ってください。

◆国道・県道について(日光土木事務所保全部)

日光警察署管内：保全第一課 ☎(53)1213
今市警察署管内：保全第二課 ☎(53)1221

◆市道について

今市地域：本庁維持管理課 ☎(21)5160
日光地域：④産業建設課 ☎(54)1114
藤原地域：④産業建設課 ☎(76)4107
足尾地域：④産業建設課 ☎(93)3117
栗山地域：④産業建設課 ☎(97)1133